

北上市職員の管理職手当支給規則の一部を改正する規則

北上市職員の管理職手当支給規則（平成3年北上市規則第42号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(支給の範囲及び額等)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 第2項の規定にかかわらず、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの</u>の額は、第2項の額に勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>附 則</p> <p>1～4 [略]</p>	<p>(支給の範囲及び額等)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 第2項の規定にかかわらず、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により短時間勤務の職に採用された職員の額は、第2項の額に勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</u></p> <p>附 則</p> <p>1～4 [略]</p> <p>5 <u>給与条例附則第16項の規定の適用を受ける職員に支給する手当の月額</u>は、当分の間、<u>第2条第2項の規定にかかわらず、同項の額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）とする。</u></p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により短時間勤務の職に採用された職員をいう。）は、この規則による改正後の北上市職員の管理職手当支給規則（以下「新規則」という。）第2条第4項に規定する職員とみなして、新規則の規定を適用する。